

もめごとの処理における怒りの解放と抑圧

ニューギニア高地の調停と村落裁判の事例から

深川宏樹(筑波大学大学院 人文社会科学研究所)

本発表では、パプアニューギニア高地エンガ州における調停と村落裁判の事例の対比から、もめごとを処理する過程で当事者の怒りがいかにコントロールされるかを検討する。

エンガ語ではブンデュ(*pundu*)の語が広義のもめごとを指示する。もめごとを引き起こすのは、権利侵害や攻撃的な行為と、不適切な行為や態度である。前者は窃盗、姦通、土地の侵害、暴力、強姦などを含む。後者は贈与や負債返済の不履行などを含む。権利侵害や攻撃的な行為によって引き起こされたもめごとは、調停されなければ、被害者側の報復行為によって状況が悪化する危険性を内包する。

もめごとを処理する方法には「言葉をまっすくにする(*pii tolesingi*)」と呼ばれる調停と、「コト(*kot*)」と呼ばれる村落裁判がある。まず、もめごとは大勢の男性が集まる広場で調停される。特にサブクラン内部で、調停が失敗に終わった場合や、当事者一方の怒り(*inbu tongo*)が激しい場合、もめごとは村落裁判所にもちこまれる。以下、サブクラン内部の調停の事例を提示し、次に村落裁判の事例を取り上げる。

サブクラン内部にもめごとがあると、リーダーや当事者、他の男性たちは村落中央の広場に集まる。大勢の男性が集まると、リーダーや当事者は大声で演説し始めて調停を開始する。それ以降、広場での調停の過程では誰でも自由に演説できる。頻繁に演説し、調停をまとめる能力に優れた男性は、人々によってリーダーとして認められていく。

調停の過程では、当事者同士は衆目の面前で意見対立をめぐって怒鳴りあい、怒りや不満をぶつけあう。リーダーや周囲の男性たちは、当事者たちに和解につながる行為を強制できない。なぜなら、和解には当事者双方の怒りと不満の解消が必須と考えられ、それは誰かに押しつけられるものではないからである。そのため、リーダーたちは常に当事者の様子を窺いながら、怒りをなだめ、妥協点を提示し、譲歩を促す。それによって当事者の自発的な許しや謝罪、補償の支払いと、怒りや不満の緩和を上手に導くのである。

村落裁判は複数クランから選出されたリーダーたちが判事を務める。裁判所はクラン成員によって建てられた木造の小屋である。サブクラン成員が他の成員を告訴すると、裁判官は審理の日時を定めて召喚状を発行する。審理は裁判所内部で行われ、裁判官主導の質疑・応答形式で進められる。内部に入れるのは裁判官、原告、被告を含む少数の人々だけである。裁判官は審理が終了して数時間後に、裁判所の前で判決結果や裁判書命令を言い渡す。その際、判決の理由や根拠はいかなる形でも示されない。

審理の過程では、裁判官は長いすに座って上から質問し、原告、被告は床に座ったまま静かに回答する。裁判官は当事者の感情に配慮せず、単に判決に必要な情報を引き出すのみである。裁判官の質問から外れた発言をする者は叱咤される。また、もめごとの当事者同士は対話をせず、怒鳴りあってはいけない。さらに、当事者は勝訴するために虚偽の発言をすることがある。広場での調停ならば虚偽の発言は相手を怒らせ、周囲の男性たちにも批判されうる。しかし、審理では相手があからさまな嘘をつこうとも、怒らずに静かにしていなければならない。加えて、裁判所内部には虚偽の発言を非難する男性たちもいない。

人々は広場での調停を、軋轢を解消し調和的な関係を築くものとして肯定的に語る。対照的に、村落裁判は虚偽や賄賂、裁判官による身内びいきといった卑劣な手に満ちており、社会関係を悪化させるものとして否定的に語られる。調停の後、当事者は道端で顔を見合わせ挨拶し握手できると言われる。一方、裁判後の当事者にはそれができないと言われている。

調停は弁論の過程から補償の支払い等の決着まで、男性たちが集まった広場で展開する。当事者たちは怒りを表し、リーダーや他の男性たちはその怒りをなだめながら和解へと方向づけていく。つまり、調停における怒りの表現は、衆目の面前における解消を前提とした感情の解放であり、それは人々によって肯定的に捉えられている。対して、裁判の審理は少数の人々によって裁判所内部で行われ、判決理由が明かされない。審理の過程では虚偽の発言によって怒りが内に生じようとも、常に抑圧される。そのため裁判では、怒りは抑圧されながら蓄積、増幅される。それは人々によって否定的に捉えられている。調停と村落裁判はもめごとの処理の2つの方法であるが、怒りの表現の仕方や取り扱い方、人々による評価が対照的なのである。

【 調停、村落裁判、怒り、パプアニューギニア 】